

令和5年6月農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年6月20日(火)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時10分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

11番 脇 善治 委員      1番 有馬 秀利 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積計画について	24件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	3件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一      武田 隆洋      江田 征樹

### 6. その他出席

傍聴者      0名

## 議長

それでは、ただいまより令和5年6月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号11番、〇〇〇委員と議席番号1番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

まず初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について3件、8筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、議題に入ります前に、すみません、議案書に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

11ページの番号1、番号2とありますが、それぞれ番号23、番号24に訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、議題に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、8筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、市街化区域の農地転用に伴い、その代替え地として譲渡人から譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりでございますが、農事組合法人の構成員として耕作に従事しており、また営農計画書も添付されていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、○委員。

## 11番委員

11番委員の○です。すいません、少し補足をさせてください。

理由が、経営規模の拡大となっております、耕作面積が0というのはなぜがといいますと、利用権設定をしないところで葉ねぎのほうを作られております。そちらの拡大をすることで話を聞いておりますが、今後、利用権設定につきましては、前々から私のほうも利用権設定をしてくださいと言ってはいるのですが、まだされていないみたいなのでこの件は引き続き私のほうで利用権設定をちゃんとするように御本人に連絡したいと思います。

一応、5反ぐらいは葉ねぎを作られているというふうになっておりますので、よろしくお願ひします。

## 議長

はい、ありがとうございます。ただいま、○委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、3筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて1件、2筆。使用貸借権設定に係るものについて1件、1筆の申請がございました。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、不足している患者用の駐車場を拡張するために、農地転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側及び南側水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、残高証明書が添付されております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

#### 6番委員

6番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

6月14日に、会長と私と〇委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇〇町に所属する農地です。

申請者は、隣接する病院の理事であり、当初の計画以上に患者数が増えていること、また透析患者の治療に時間がかかることから病院の駐車場が不足しており、駐車場不足を解消するために転用申請されたものです。

地元の区長、生産組合長の同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

#### 議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、現在の所有者の祖父が生前農業用倉庫を建てた際に農地転用の許可をとっていなかったことが相続により判明したため、申請に至ったものでございます。土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、地下のパイプを通じて南側水路へ放流される計画となっております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照を



お願いいたします。

農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね500m以内であり、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

**議長**

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第2号、番号2の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは議案第2号、番号2の案件について、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

**2番委員**

2番の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

6月14日に、会長と私と〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請地は、過去に祖父の代に農業用倉庫を建てられた際に現在のような状態になったものであり、申請人へ相続する際に登記地目がまだ畑であることが判明したことから、今回転用申請をされたものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。この点から、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

**議長**

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8番委員入室)

それでは次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について24件、50筆でございます。

議案第3号、番号1から番号24につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

4ページから13ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により24件、50筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、10ページ、12ページ及び13ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が6万5,742平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が39件、5万7,451平方メートル、使用貸借権が8件、8,291平方メートルとなっており、総合計が47件、6万5,742平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人21名、借人13名、申請枚数は22枚となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございます、合計が7,166平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございます、合計で賃借権が3件、7,166平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人2名、借人2名となっており、申請枚数は2枚となっております。

13ページを御覧ください。

このページは、10ページと12ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございます、合計が7万2,908平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございます、合計で賃借権が42件、6万4,617平方メートル。使用賃借権が8件、8,291平方メートルとなっており、総合計50件、7万2,908平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては貸人23名、借人15名、申請枚数は24枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第3号、番号2から番号7の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次委員の退席を求めます。

まず最初に、番号2の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

それでは議案第3号、番号2の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号2の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

次に、番号3の案件について審議いたしますけれども、議事参与の対象が私となりますので、議長を交代し審議終了まで退席をさせていただきます。その間の議長を、〇〇〇〇会長代理をお願いをいたします。

(4番委員退室)

**議長（会長代理）**

それでは、会長が議事参与の制限により退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第3号、番号3の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号3の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

それでは、議長を〇〇会長のほうと交代いたします。

(4 番委員入室)

**議長**

それでは次に、番号4から番号7の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(3 番委員退室)

それでは議案第3号、番号4から番号7の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号4から番号7の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(3 番委員入室)

それでは次に、議案第3号、番号2から番号7を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号2から番号7を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号、報告第2号について、事務局から説明のほうをお願いします。

#### 事務局

それでは、14ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、15ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして3件、8筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

以上、報告の説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、ただいま事務局のほうから報告をいたしました。各委員のお目通し方よろしくお願いをいたします。

次に、その他の事項で、委員の皆様から何かございましたら。

はい、〇〇委員。

#### 3番委員

できたらでいいんですけど、もう来月で最後になりますけど、鳥栖市の開発の予定のごたつとの、何か分かれればですよ、規模と場所と。まあ、予定があるとかないとか、そういうのが出せるのであれば、知っておきたいなという希望があります。

行政が縦割りというのは分かりますけど、商工課から話を聞いたり農林課から聞いたり、

いろんなどころから話がありますし、地域自体も浮足だっと思っていうか。いつ来っとやろかとか生きとるうちに来るとやろかですね。そがな話ばかりになってしまってますので、計画があるようなところが分かれば、何らかの資料が欲しいなという気がしてます。

### 議長

事務局、現時点で何か分かっていることがあれば。

### 事務局

現在、今話になってますのが基里地区の、新しいスマートインターができる近辺の開発というのが具体的な話で挙がっております。そこにつきましては、商工振興課、都市計画課、もちろん農林課、農業員委員会が入ったところで話をしておるところでございますけれども、具体的な話につきましては商工振興課からも地元説明会等行っておるところでございます。その辺の詳細について、特に今、具体的な計画があるところってというのが基里地区ということになると思いますので、そういった資料というのが用意させていただければ、次回にでも提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

### 3番委員

ちょっとした地図に落としてもらっただけでもいいかなあと思ってますんで、計画が少しでもあるんであれば何らかの情報が欲しいなと。

### 2番委員

都市計画の話合いに行ったときには、市としては動きません、という話だったんですよ。だから、業者の人にまとめて開発してもらっみたいなの話しか出ていないんですよ。(発言する者あり)

鳥栖市全体の開発が。

市は動きませんということだったので、あの辺がどう。

### 事務局

地区計画が、今何か所か挙がっているんですけど、当然市が全然絡まないということではなくて、まず入口は市のほうで整理をして、それから選定業者のほうの選定にあたっていく。それから市とその業者のほうで協議をしながら、一緒に進めていく中で、主体としてはどうしても民間業者のほうになっていくんですけど、あくまで市のほうも一応関与いたしますので、まったく市のほうが介在しないということではないと思っておりますので、その辺につきましても御理解いただければというふうに思います。

### 3番委員

何で言うかという、たまにフライングしてから話す者がおるわけですたいね。そいで、農業委員も知っとろうもんって言われるっですたいね。

そいば、知っとなつちや知つとるつちや言わんばってんが、そういうときに何らかの、ちよつと情報が入ってればいいのかなあという気がしましたんで。農業委員のときに話があったろうもんって言われんごと、後々。前回の産業エリアも一緒ばってんですよ。

#### 事務局

御提示できる資料、準備できましたら来月御用意させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### 議長

今回の委員会まで1か月ほど、まだ時間ございますので、その間に資料等収集できれば、また皆さんに配付できる物がございましたら準備をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに、ございましたら。

はい、〇〇委員

#### 1 番委員

このメンバーで3年間、あと1か月弱で終了となります。次のことは次の人がせらっしゃろうばってん、次の農業委員さんについては、人事については大体決まっておるのか。まだ、何かいろいろありよるばいという話も聞きましたが、そこら辺のこと、お答えができる部分だけは教えていただきたいと思います。

#### 事務局

事務局、お願ひします。

#### 事務局

先月にお答えをさせていただいた内容と重なるかと思いますが、今、6月市議会あっておりますが、今週の木曜日に人事案件として議題として上げる準備ができておるところでございます、本会議の最終日、金曜日のほうで採決され、同意を得ていただくという流れの段階になっておるところでございます。まだ、議案としては表に出ていない状況でございますのでお名前等については伏せさせていただきたいと思つておるところでございます。

基本的には、昨年から各地区の生産組合長さん等にお願ひした方たちを中心に選任させていただいた形になったと思つております。

以上になります。

#### 2 番委員

今度、26日に佐賀市へ女性登用の会議に行きますが、そのときに、鳥栖市は女性が何人出られるかだけでも分かれば。

#### 事務局



農業委員さんとしてはお2人、候補として上げさせていただいております、推進委員さんにつきましては〇〇委員さんお1人いらっしゃいますので、合計で3人になる予定と思っております。

以上になります。

## 事務局

ほかにございましたら。

それでは、事務局のほうでありましたら。

## 事務局

すみません、本日お配りをしております資料2、資料3について、御説明を差し上げたいと思いますので、御準備をお願いいたします。

令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知によりまして、先月の定例会において、最適化活動の点検・評価を行なってまいりました。その取りまとめといたしまして、今回、別紙様式5、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表を作成いたしましたので、資料について御説明をさせていただきます。

1 ページ、Ⅰ 農業委員会の状況及び2 ページ以降のⅡ 最適化活動の実施状況につきましては、表題の下の注釈にもありますとおり、別紙様式1の内容である、昨年設定した最適化活動の目標等を転記しておりますので、のちほど数字の御確認をお願いしたいと思っております。

また、それぞれの項目に「実績」の欄がございますが、こちらにつきましては先月の定例会で点検・評価をいたしました内容が記載されておりますので、同様に御確認をお願いいたします。

なお、2ページの「③実績」につきましては、先月お配りいたしました資料3、A3サイズの物でございます。こちらの(1)農地の集積のその下、実績の農地面積に誤りがありましたので訂正を行いまして、その訂正によりまして集積率も変更になっておるところでございます。資料3の修正を御確認いただきまして、資料2の御確認をお願いいたします。

農地面積と今年度(令和4年度)末の集積率、(1)農地の集積の中ですね。この2点に赤で見え消しをしておりますので、この2点についての御確認をお願いいたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。

Ⅲ 事務の実施状況でございます。

まず、1 総会、部会の開催実績でございますけど、毎月1回の計12回の開催となっております。総会は、こちらの定例会のことになりますので、御確認をお願いいたします。2 農地法第3条に基づく許可事務では、1年間の処理件数といたしまして24件となっております、平

均処理期間は30日となっております。3 農地転用に関する事務ですけれども、1年間の処理件数は39件となっており、平均処理期間は27日となっております。こちらにつきましては、受付する日付、基本的には4日が締め切りの20日が定例会ということでございますので、こちらの申請の受付をしたところのずれ等で平均がずれている状況と考えております。次に、

4 違反転用への対応ですが、違反転用の対応はありませんでした。

資料の説明は以上となりますが、この別紙様式5につきましては、農林水産省農地政策課長通知によりこのあと、6月末にホームページへ掲載することになっておりますので御了承のほうをお願いいたします。

以上で、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明とさせていただきます。

#### 議長

ただいま、事務局のほうから資料の説明がございましたけれども、資料について何か御質問等ございましたら。

(発言する者なし)

よろしゅうございますかね。それでは、皆さん内容を御確認いただきまして、不明な点等ございましたら、また事務局のほうへお尋ねください。

一応、今日予定しておりました議事につきましては終了いたしましたので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和5年7月19日水曜日、午前9時30分より、3階第3委員会室で開催の予定をしております。

それでは以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_